

# 危険性、有害性の調査について（現行の化学物質に係る規定）

労 働 安 全 衛 生 法	労 働 安 全 衛 生 法 施 行 令	労 働 安 全 衛 生 規 則
<p>(事業者の行うべき調査等)</p> <p>第五十八条 事業者は、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で、労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものについては、あらかじめ、これらの物の有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、これらの物による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 厚生労働大臣は、第二十八条第一項及び第三項に定めるもののほか、前項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。</p> <p>3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。</p>	<p>【※規定なし】</p> <p>第三十四条の二十二 第二十四条の規定は、法第五十八条第二項の規定による指針の公表について準用する。</p>	<p>【※参考】</p> <p>第二十四条 法第十九条の二第二項の規定による指針の公表は、当該指針の名称及び趣旨を官報に掲載するとともに、当該指針を厚生労働省労働基準局及び都道府県労働局において閲覧に供することにより行うものとする。</p>
		<p>○化学物質等による労働者の健康障害を防止するために必要な措置に関する指針（平成十二年指針公示第一号）</p> <p>【※構成のみ記載】</p> <p>一 趣旨 二 化学物質管理計画の策定等 三 有害性等の特定及びリスクアセスメント 四 � 實施事項 五 監査等 六 記録 七 人材の養成</p>

# 安全委員会について

## 労 働 安 全 衛 生 法

(安全委員会)

第十七条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、安全委員会を設けなければならない。

一 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。

二 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要な事項。

2 安全委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員（以下「第一号の委員」という。）は、一人とする。

一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者

2 安全管理者のうちから事業者が指名した者

3 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者

3 安全委員会の議長は、第一号の委員がなるものとする。

4 事業者は、第一号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。

5 前二項の規定は、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合との間における労働協約に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

## 労 働 安 全 衛 生 法 施 行 令

(安全委員会を設けるべき事業場)

第八条 法第十七条第一項の政令で定める業種及び規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。

一 林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業 五十人  
二 第二条第一号及び第二号に掲げる業種（前号に掲げる業種を除く。）百人

【※参考】

(総括安全衛生管理者を選任すべき事業場)

第二条 労働安全衛生法（以下「法」という。）第十一条第一項の政令で定める規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。

一 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 百人  
二 製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 三百人

三 （略）

## 労 働 安 全 衛 生 規 則

(安全委員会の付議事項)

第二十一条 法第十七条第一項第三号の労働者の危険の防止に関する重要な事項には、次の事項が含まれるものとする。

一 安全に関する規定の作成に関すること。

二 安全教育の実施計画の作成に関すること。

三 新規に採用する機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）又は原材料に係る危険の防止に関すること。

四 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は産業安全専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に関すること。

（委員会の会議）

第二十三条 事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月一回以上開催するようにしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

3 事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを三年間保存しなければならない。

# 衛生委員会について

## 労 働 安 全 衛 生 法

(衛生委員会)

第十八条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならぬ。

一 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に關すること。

二 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に關すること。

三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに關すること。

四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要な事項

衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は一人とする。

一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者

二 衛生管理者のうちから事業者が指名した者

三 産業医のうちから事業者が指名した者

四 当該事業場の労働者で、衛生に關し経験を有するもののうちから事業者が指名した者

5 前条第三項から第五項までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一号の委員」とあるのは、「第八条第二項第一号の者である委員」と読み替えるものとする。

## 労 働 安 全 衛 生 法 施 行 令

(衛生委員会の付議事項)

第九条 法第十八条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。

第二十二条 法第十八条第一項第四号の労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要な事項には、次の事項が含まれるものとする。

一 衛生に関する規定の作成に關すること。

二 衛生教育の実施計画の作成に關すること。

三 法第五十七条の三第一項及び第五十七条の四第一項の規定により行われる有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に關すること。

四 法第六十五条第一項又は第五項の規定により行われる作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に關すること。

五 定期に行われる健康診断、法第六十六条第四項の規定による指示を受けて行われる臨時の健康診断、法第六十六条の二の自ら受けた健康診断及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に關すること。

六 労働者の健康の保持増進を図るために必要な措置の実施計画の作成に關すること。

七 新規に採用する機械等又は原材料に係る健康障害の防止に關すること。

八 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に關すること。

(委員会の會議)

第二十三条 事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を毎月一回以上開催するようにしなければならない。

## 労 働 安 全 衛 生 規 則

(衛生委員会の付議事項)

3 事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを三年間保存しなければならない。

# 安全衛生委員会について

## 労 働 安 全 衛 生 法

### (安全衛生委員会)

第十九条 事業者は、第十七条及び前条の規定により安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会及

の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。

2 安全衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、

第一号の者である委員は、一人とする。

一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該

事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者

二 安全管理者及び衛生管理者のうちから事業者が指名した者

三 産業医のうちから事業者が指名した者

四 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するもののうち

から事業者が指名した者

五 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するもののうち

から事業者が指名した者

3 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを安全衛生委員会の委員として指名することができる。

4 第十七条第三項から第五項までの規定は、安全衛生委員会について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一号の委員」とあるのは、「第十九条第二項第一号の者である委員」と読み替えるものとする。

## 労 働 安 全 衛 生 法 施 行 令

### 【※規定なし】

### 【※安全委員会又は衛生委員会と同様】

## 労 働 安 全 衛 生 規 則

# 総括安全衛生管理者について

## 労 働 安 全 衛 生 法

## 労働安全衛生法施行令

## 労 働 安 全 衛 生 規 則

### (総括安全衛生管理者)

第十条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は第二十五条の二第二項の規定により技術的項目を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

一 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

二 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。

三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの

2 総括安全衛生管理者は、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならぬ。

3 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができる。

### (総括安全衛生管理者を選任すべき事業場)

第二条 労働安全衛生法（以下「法」という。）第十一条第一項の政令で定める規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。

一 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 百人  
二 製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業三百人

### 三 その他の業種 千人

### (総括安全衛生管理者の選任)

第二条 法第十条第一項の規定による総括安全衛生管理者の選任は、総括安全衛生管理者を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に行なわなければならぬ。

2 事業者は、総括安全衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、様式第三号による報告書を、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。

### (総括安全衛生管理者の代理者)

第三条 事業者は、総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によつて職務を行なうことができないときは、代理者を選任しなければならない。

## 機械の包括的な安全基準に関する指針

機械の製造者等が機械の設計、製造等を行う場合及び事業者が機械を労働者に使用させる場合において、機械のリスクを低減させ、機械の安全化を図るため、すべての機械に適用できる包括的な安全方策等に関する基準を定めたものであり、製造者等による安全な機械の製造等及び事業者による機械の安全な使用を促進し、もって機械による労働災害の防止に資することを目的とするもの。

図 機械の安全化の手順

